

上小阿仁村社会福祉協議会指定訪問介護事業所

指 定 年 月 日	平成12年4月1日					
指定事業所番号	0572103182号					
管 理 者	菅 沼 和 也	法令順守責任者 菅 沼 和 也				
住 所	秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原80					
電 話 番 号	0186-77-3057					
職 員 の 体 制	(1) サービス提供責任者は1人以上とし、指定訪問介護等の利用申し込みにかかる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。 (2) 訪問介護員等は常勤換算で2.5人以上とし、指定訪問介護等の提供を行う。なお、訪問介護等は、介護福祉士及び介護職員初任者研修課程修了者とする。					
営 業 日	災害その他やむを得ず業務を遂行できない日を除き、月曜日から土曜日					
提 供 時 間	午前 8 時 00 分～午後 6 時 00 分					
通常の実施地域	上小阿仁村					
利 用 料	法定代理受領分		厚生大臣の定める基準額の1割または2割、3割			
	法定代理受領分以外		厚生大臣の定める基準額			
	それぞれのサービスについての料金は次のとおりとする。 訪問介護事業所					
	サービス内容		基本利用料	利用者負担金負担 (=基本利用の 1割)	利用者負担金負担 (=基本利用の 2割)	利用者負担金負担 (=基本利用の 3割)
	1回あたりの所要時間					
	身 体 介 護 中 心 型	20分以上30分未満	2,250 円	250 円	500 円	750 円
		30分以上1時間未満	3,960 円	396 円	792 円	1,188 円
		1 時間以上	5,790 円	579 円	1,158 円	1,737 円
	30分増すごと に 840 円加算		30分増すごと に 84 円加算	30分増すごと に 168 円加算	30分増すごと に 252 円加算	
	中 心 型 生 活 援 助	20分以上45分未満	1,830 円	183 円	366 円	549 円
45分以上		2,500 円	225 円	450 円	675 円	
行 っ た 場 合 身 体 介 護 に 引 き 続 き 生 活 支 援 を	20分以上45分未満	670 円	67 円	134 円	201 円	
	45分以上70分未満	1,340 円	134 円	268 円	402 円	
	70分以上	2,010 円	201 円	402 円	603 円	
初回加算		(1 割) 200 円	(2 割) 400 円	(3 割) 600		
介護職員等処遇改善加算 I		所定単位数の 13.7%	特別地域訪問加算	所定単位数の 15%		
同一建物に対する減算		所定単位数 10%				
そ の 他 の 費 用	通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護事業に要した交通費はその実費を徴収する。					
苦情申立窓口	場 所		電 話 番 号		相 談 員	
	上小阿仁村社会福祉協議会		77-3057		サービス提供責任者	
	村介護保険相談窓口		77-2221			
	地域包括支援センター		77-3008			
	秋田県国民健康保険団体連合会		018-862-3850			